

公益社団法人日本バイアスロン連盟非常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下「この法人」という。）定款第29条第1項の規定に基づき、非常勤役員（非常勤理事及び非常勤監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 非常勤役員が、この法人の代議員会、理事会に出席したときは、別表に基づき報酬を支給することができる。

2 監事の監査についても、別表に基づき報酬を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前条の報酬額は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月23日から施行する。

別表

非常勤役員の出席謝金	10,000円
監事監査報酬	30,000円